

## 議案第93号

佐野市行政財産使用料条例及び佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正について

佐野市行政財産使用料条例及び佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市行政財産使用料条例及び佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部を改正する条例

(佐野市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 佐野市行政財産使用料条例（平成17年佐野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

別記算式備考第1項中「第3条第1項」を「第3条第2項」に改める。

(佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部改正)

第2条 佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例（平成30年佐野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第14条第1項第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の

改正に伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第93号参考資料

佐野市行政財産使用料条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>第4条 屋根その他の行政財産の一部（以下「屋根等」という。）を太陽光発電事業者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。）<u>第9条第3項</u>の規定による認定（太陽光に係るものに限る。）を受けた者をいう。）に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）の設置を目的として使用させる場合の使用料は、年額によるものとし、その額は、第2条の規定にかかわらず、別記算式により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記算式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 調達価格は、屋根等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に定められる調達価格（再生可能エネルギー法<u>第3条第1項</u>に規定する調達価格をいう。）とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第4条 屋根その他の行政財産の一部（以下「屋根等」という。）を太陽光発電事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。）<u>第9条第4項</u>の規定による認定（太陽光に係るものに限る。）を受けた者をいう。）に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）の設置を目的として使用させる場合の使用料は、年額によるものとし、その額は、第2条の規定にかかわらず、別記算式により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記算式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 調達価格は、屋根等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に定められる調達価格（再生可能エネルギー法<u>第3条第2項</u>に規定する調達価格をいう。）とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第3項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(設置許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>その他の関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第2項</u>に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(設置許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>その他の関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>